

～ 平成30年度に向けた“メリハリある労働時間の管理方法”のご案内です ～  
**「職員の確保、定着」でお悩みの園長先生へ！**



■ “メリハリのある労働時間の管理方法”を平成30年1月31日まで“10園限定”で募集いたします。

最近、園長先生から「職員の確保、定着」「労働時間」「有給休暇」に関するご相談を多くいただくようになりました。「求人への応募が少なく、職員が確保できない」「職員がすぐに辞めてしまう」「職員がストレスで疲れ切っている」「職員から労働時間等に関する苦情、相談、質問があった」といった理由で園長さんより声をかけて頂きました。

年休の取得、多様な働き方の提供、時間外労働等の労務管理ができていない保育園は、求職者から選ばれない時代になっています。そこで、「労働時間」のルールを整備し、園の“悩み”を解決させたい園長先生にお知らせです！

1月31日まで“10園限定 労働時間管理コンサルティング”を **20%引き 129,600円** で募集いたします。

■ 保育園で問題となる労働時間管理の9割は“1年単位の變形労働時間制”で解決できます！

今までの園のルールでは「1日8時間、1週間40時間」だけれども、日常的に残業をしている。この残業時間を「園のルールで調整している」「事実はあるが黙認」している園が見られます。「保育園という特殊な業界だから…」「慣習だから…」「職員とは、暗黙の了解だから…」と置いておくと、労務管理、法令順守に問題がある保育園として求職者から敬遠され、職員の確保、定着が難しくなり、慢性的な職員不足に悩まされる事になります。

これらの問題を解決してくれるのが“**1年単位の變形労働時間制**”です。以下の労働条件でもOK可能です。

- 会議や行事前等の忙しい時期に、時間外手当を支給しないで1日10時間働いてもらう ⇒ **OK 可能です！**
- 土曜保育日にローテーションで年休を取得してもらう ⇒ **OK 可能です！**

■ 「労働時間の管理コンサルティング」の3つの基本内容と費用

1. 1年単位の變形労働時間制の相談指導、行事予定に連動した年間労働時間カレンダーの作成
2. 相談時間は、1回1時間から1時間30分程度で、1～3回の訪問
3. 36協定(時間外労働、休日労働)と1年単位の變形労働の労使協定を作成 ⇒ 労働基準監督署に提出

**【通常費用】 162,000円 → 20%引き 129,600円 (1月31日まで10園限定)**

■ くどう社労士事務所「労働時間管理コンサルティング」の4つの特徴

1. 法令や改正内容等の専門用語はわかりやすく、丁寧に説明するように心がけています。
2. コンサルティング終了後、引き続きご依頼、ご相談等が無ければ、継続してご契約することはありません。
3. くどう社会保険労務士事務所は「保育園」を専門にしています。他園での経験や知恵を120%完全公開できます。
4. 出版した書籍『保育園・幼稚園の人事労務管理と就業規則』(日本法令)の内容も特別に公開できます。

■ お申し込み方法 ※申し訳ありませんが限定10園の募集枠に達した後、ご依頼いただく場合は通常の費用で対応させていただきます。

1. このFAX用紙を使って 今すぐFAX 送信
2.   より お問い合わせ

園名 \_\_\_\_\_ 代表者様 \_\_\_\_\_  
 コンサルティングを申し込みたい  詳細を聞きたい  今後、このような案内は不要

F A X

**03-5647-9289**